

## 公正競争確保の在り方に関する検討会議（第6回） 議事録

- 1 日時：令和3年3月3日（水）10:30～12:00
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員（五十音順）  
相田主査代理、石田構成員、大谷構成員、大橋主査、高口構成員、  
関口構成員
  - ・ オブザーバー  
小室公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
  - ・ 総務省  
竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、  
吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、  
飯村事業政策課市場評価企画官、大内料金サービス課企画官、  
田部井事業政策課課長補佐

【大橋主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから公正競争確保の在り方に関する検討会議第6回を開催いたします。本日も忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、岡田構成員が都合のため御欠席という御連絡をいただいています。

今日の議題ですけれども、これまでの議論等を踏まえまして、事務局において報告書案を作成していただいていますので、まず事務局からその案について御説明をいただきます。その後、報告書案についての御議論をいただければと考えております。

それでは早速ですけれども、事務局から御説明をお願いできればと思います。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。右肩資料6-1と書かれております「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書（案）」に沿って御説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきますと目次がございます。「はじめに」の後、第1章から第4章まで、本報告書は4章構成となっております。

まず「はじめに」ですけれども、導入といたしまして、公正競争の確保のための制度整備がこれまで図られてきたことや、電気通信市場においては大きな環境変化が近年起きていること、それから、本検討会議での検討に至る経緯を記載しております。

続けて、「第1章 検討の背景」ですけれども、3ページから記載がございます。まず、1ポツ、NTTの組織の変遷といたしまして、旧NTTのデータ通信事業の分離ですとか、

移動体業務、NTTドコモの分離、それからソフトウェア関連業務、NTTコムウェアの分離や、NTT再編成に至る歴史を簡単に紹介しております。

3ページ目の、行番号で言いますと69行目になりますが、2ポツといたしまして、公正競争確保のための制度整備等といたしまして、先ほど御紹介した旧NTTにおける各種の事業分離時ですとかNTT再編成時において、NTTに対する公正競争条件が公表されてきたことや、電気通信事業法を随時改正することを通じて、公正競争の確保のために必要な制度整備を図ってきていることを記載しております。

具体的には、4ページ目の冒頭ですけれども、「(1)NTTに対する累次の公正競争条件」としてこれまでの公正競争条件を紹介しているほか、5ページ目の行番号109行目、「(2)固定系通信に係る制度整備」ということで、累次の電気通信事業法の改正など、制度整備の状況を記載してございます。さらに、6ページ目の143行目になりますけれども、「(3)移動系通信に係る制度整備」ということで、こちらも累次の電気通信事業法改正などによる制度整備の状況を記載してございます。

続けて8ページ目になりますけれども、188行目から、3ポツ、電気通信市場を取り巻く環境の変化ということで、移動体分離、NTTドコモの分離以降、電気通信市場において携帯電話やブロードバンドの普及ですとか、移動系通信市場における事業者間競争の進展、移動系通信事業者を中心としたグループ単位での競争の進展といった大きな環境変化が起きていること、一方で、固定系通信市場においては、今もなお、NTT東西の影響力が大きいということ、8ページから9ページにかけて記載してございます。

9ページ目、229行目からですけれども、直近の状況といたしまして、NTTドコモ完全子会社化の経緯ですとか、NTTドコモ完全子会社化やNTTドコモ・NTTコム連携強化の目的、取組内容などについて、9ページ目から10ページ目にかけて記載をしてございます。

続けて、11ページ目から第2章といたしまして、公正競争確保に係る課題を整理しております。こちら、第4回、第5回の論点整理資料における分類に沿って整理をいたしております。まず、11ページ目の267行目ですけれども、①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題ということで、NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念と、NTT東西による情報の目的外利用の懸念、この2点が具体的に提起されているとしております。

続けて12ページ目ですけれども、311行目からでございますが、②NTTドコモとNTTコムに係る課題ということで、法人営業の一体化に伴う課題と、ネットワークの一体

化に伴う課題、この2点が提起されているとしております。

続けて13ページ目ですけれども、341行目から14ページ目にかけて、③その他公正競争確保に係る課題といたしまして、1つ目は競争事業者の排除の懸念、2つ目は、研究開発に係る課題、3つ目として、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題、4つ目として、間接取引による現行規制の潜脱の懸念、5つ目として、NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下に係る課題が提起されているとしております。

ページ飛びまして16ページ目ですけれども、418行目にございますとおり、4番目の分類といたしまして、将来的なネットワークの統合等に伴う課題が提起されていると整理をしております。

また、ページ飛びまして、18ページ目から、「第3章 各課題についての検討」とございます。第3章におきまして、先ほど御紹介した①から③までの各課題について検討を行っております。先ほど御紹介した④将来的なネットワークの統合等に伴う課題については、第4章に記載をしてございます。

18ページ目、442行目ですけれども、まず1ポツ目として、現行制度の状況を整理してございます。443行目、(1)といたしまして、指定電気通信設備制度についての概要などを記載してございます。

次ページですけれども、19ページ目、476行目から、「(2) 禁止行為規制等」といたしまして、電気通信事業法30条における禁止行為規制の概要に加え、電気通信事業法31条における特定関係事業者制度の概要などについて記載してございます。続けて、ページ飛びまして21ページ目ですけれども、冒頭、530行目から市場検証ということで、総務省における市場検証の取り組み、電気通信市場検証会議の開催のほか、市場検証の内容について説明を記載してございます。

22ページ目ですけれども、567行目から、各課題の対応の方向性と題しまして、先ほど第2章で整理した①から③の課題について、それぞれ対応の方向性などを記載しております。各項目について、構成といたしましては、まず、関係事業者等の意見を記載した後、現状について整理をした上で、それぞれ対応の方向性をまとめさせていただいております。

まず、22ページ目、568行目から、①NTTドコモとNTT東西の関係に係る課題のうち、下位項目として、569行目ですけれども、(a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念についてございます。関係事業者等の意見については、時間の関係上、御紹介は省略をいたします。23ページ目の623行目から現状について整理をしてございますが、こちらの

内容につきましても、前回の論点整理資料の内容に沿っておりますので、詳細は割愛をさせていただきます。

24ページ目、651行目から、対応の方向性を記載してございます。こちらも、前回の論点整理資料には沿ってございますが、内容をポイントごとに御紹介いたします。24ページ目の652行目から始まるパラグラフにおいては、NTT東西によりNTTドコモに対し不当に優先的な取扱い等が行われるおそれがありますということで、新たにNTTドコモを特定関係事業者に指定する必要があるとしております。

25ページ目、656行目から始まるパラグラフでございますけれども、NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念について検証を強化すべきであるという内容を記載し、659行目からのパラグラフで、具体的に強化すべき点について例示をしております。25ページ目、685行目からのパラグラフについては、相対取引等について契約書の全てを提出させることは多大なコストがかかると想定されるため、検証に必要なデータに絞った上で取得する必要があるという内容などを記載してございます。

26ページ目の691行目より、NTT東西による情報の目的外利用の懸念について記載してございます。こちらも同じく、関係事業者等の意見ですとか、現状については割愛させていただきますけれども、27ページ目、740行目より対応の方向性を記載してあります。741行目からのパラグラフですけれども、NTT東西とNTTドコモの間で情報が流用されるリスクが構造的に存在すると考えられることから、情報の目的外利用が行われないう、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者に指定する必要があるとしております。

28ページ目、748行目からですけれども、NTT東西及びNTTドコモ間の社員の在籍出向については、その禁止の根拠を法律に定めることまでは要さないという内容を書いております。それから、754行目から始まるパラグラフですけれども、NTT東西による情報の目的外利用の懸念について、こちらも検証を強化すべきであるという内容を記載した上で、次の757行目からのパラグラフですけれども、市場検証会議において非公開のヒアリング会合を設けるなどして検証を強化するという内容を記載してございます。

それから、29ページ目冒頭、780行目からですけれども、②NTTドコモとNTTコムの関係に係る課題として、まず781行目、(a)法人営業の一体化に伴う課題でございます。関係事業者等の意見や現状については割愛をいたしますが、対応の方向性、30ページ目の825行目からでございます。826行目からのパラグラフにおきまして、NTT東西とNTTコム間の法人営業での共同営業の懸念が引き続き存在することから、NTT東西の特定関係事

業者としてのNTTコムの指定は引き続き維持すべきであるとしております。次のパラグラフにおきまして、NTTドコモとNTTコムの間の法人営業の一体化に伴う懸念について検証を強化するとした上で、834行目のパラグラフから市場検証会議等における検証の強化について具体的な例示をしております。

続けて31ページ目の849行目からですけれども、(b)ネットワークの一体化に伴う課題について記載しております。850行目の関係事業者の意見ですとか、次ページ、32ページ目の現状については割愛をいたします。33ページ目、899行目、対応の方向性ですけれども、900行目から始まるパラグラフですが、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定する必要があり、かつ、NTTコムとNTT東西の間の公正競争条件について、新たにNTTドコモとNTT東西の間においても遵守される必要があるとしております。

908行目から始まるパラグラフにおいては、NTTコムとNTTドコモのネットワークは、これまでの経緯を踏まえれば、NTT東西のネットワークとは独立して構築されるべきであるとした上で、将来のネットワークの在り方の変化を想定し、規制の在り方等についても検討していく必要があるとしており、こちらは第4章を御参照いただければと思っております。

続けて917行目から始まるパラグラフにおいては、NTTコムのネットワークがNTTドコモへ一体化する場合に、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象から外れるという懸念があることから、禁止行為規制の在り方について検討を行う必要があるとしております。33ページ目の922行目から始まるパラグラフにおいては、NTTドコモとNTTコムの間のネットワークの一体化について状況を継続的に注視していく必要があるなどと、検証の強化について具体的に記載をしております。

続けて34ページ目、931行目からですけれども、③その他公正競争確保に係る課題といたしまして、まず932行目、(a)競争事業者の排除の懸念でございます。関係事業者等の意見、現状については割愛をいたします。35ページ目、974行目から、対応の方向性を記載しております。975行目ですけれども、競争事業者の不当な排除の懸念に関しては検証を強化し、問題があれば、既存ルール等の見直しを検討すべきであるとした上で、競争事業者の排除に係る具体的な問題が発生するおそれがないか、市場検証会議等で注視をしていく。その上で、981行目のパラグラフから、市場検証会議等における検証の強化の内容について具体的な記載をしております。

続けて36ページ目、992行目からですけれども、(b)研究開発に係る課題といたしまして、

記載がございます。関係事業者等の意見、現状については割愛をした上で、37ページ目の1,036行目、対応の方向性といたしまして、まず1,037行目からのパラグラフですけれども、NTT持株には研究開発の推進や成果の普及に伴う責務があり、NTT持株の基礎研究の成果は公平な条件で開示されるべきであるとした上で、1,043行目からですけれども、NTT持株・NTTドコモの研究開発の連携強化によるNTT独自仕様といった懸念について、市場検証会議等において継続して注視していく必要があるなどと記載をしております。

38ページ目、1,053行目からですけれども、先ほど申し上げたとおり、NTT持株には研究開発の責務がある一方で、他のMNOなども積極的に研究開発に貢献していく役割を担っていくべきと考えられるとした上で、市場検証会議等において、研究開発競争に係る状況について、可能な範囲で継続的に状況を把握していくことも考えられるとしております。

38ページ目、1,061行目から、(c)市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題といたしまして、関係事業者等の意見、現状について、39ページ目にかけて記載をしております。対応の方向性ですが、40ページ目の冒頭、1,114行目からでございます。まず、1,115行目からのパラグラフについては、不当な優先的取扱いに当たるおそれがある行為があるかどうか、個別具体的に市場検証会議等で確認をしていく必要があるとした上で、1,121行目からですけれども、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制について、考えられる選択肢を関係事業者等の意見を踏まえ列挙しております。

これについて、1,126行目からですけれども、規制対象事業者ですとか規律の内容を検討するに当たっては、まずは実態の確認が必要という意見があったことを記載した上で、1,134行目からのパラグラフで、まずはMNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態ですとか、接続の業務に関して知り得た情報の管理の実態を広く把握・検証した上で、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく必要があるとしております。

40ページ目、1,139行目からですけれども、(d)間接取引による現行規制の潜脱の懸念について記載してございます。関係事業者等の意見、現状は割愛をいたしまして、41ページ目の1,162行目からでございますけれども、まず1,163行目からのパラグラフにおきまして、懸念が提起されているような間接取引が実際に発生していないかどうか、市場検証会議等における検証の中で継続的に注視していくことが適当であるとした上で、次のパラグラフですけれども、仮にそのような実態が出てきた場合には、実態に即した対応策について検討する必要があるとしております。

続けて42ページ目ですけれども、冒頭、(e)NTTドコモの上場廃止に伴う透明性の低下

に係る課題といたしまして、こちら関係事業者等の意見、現状は割愛いたしまして、43ページ目から対応の方向性を記載してございます。NTTドコモの上場廃止後においても、NTTドコモ以外の各社が公表するデータとの比較検証のために必要な情報については、引き続き公開される必要があるとした上で、43ページ、1,207行目からですけれども、市場検証会議における検証においては、関係事業者等の協力を得て、より精緻な検証を行うため、必要なデータの提供を求めることが考えられると記載しております。

43ページ目の1,214行目から3ポツといたしまして、各論点に対する対応の進め方をまとめております。こちら、第5回の論点整理資料修正案と同様の内容でございます。43ページ目、(1) NTT東西の特定関係事業者への指定等についてということで、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として速やかに指定する必要があること、NTTグループ内での間接取引について、実態に即した対応策について検討することが必要であるということ、44ページ目、1,238行目からですけれども、NTT東西とNTTコムの関係について、引き続き、NTT東西の特定関係事業者としてのNTTコムの指定を維持する必要があることを記載しております。

44ページ目、1,241行目からですけれども、(2) NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持ということで、既存ルールについて引き続き適正に運用していくとともに、具体的な問題がないかについて検証を行った上で、見直しについて、問題があれば検討する必要があるとしております。1,248行目からのパラグラフにおいては、累次の公正競争条件について改めて整理をした上で、NTTグループ各社において遵守されるよう、総務省において遵守状況を継続的に検証していくなどの対応を行う必要があるとしております。

44ページ目の1,261行目からのパラグラフですけれども、出資比率の低下を維持する必要性は薄れたと考えられるものの、毎年の市場検証会議等において検証を行い、既存ルールの見直しでは対応できないような場合があれば、再度、NTTグループの在り方も含め、必要な方策等について検討を行う必要があるとしております。

45ページ目、1,267行目から、(3) 市場検証の強化といたしまして、これまで各論で記載した内容をまとめて記載をしております。市場検証の強化を行う必要があること、既存ルールの遵守状況を精緻に検証するため、検証手法のうち不十分な点を見直すこと、より効率的な検証を行うため、毎年度の検証項目のうち特定の項目を重点的検証の対象と位置づけることなど、検証の枠組みの見直しを行う必要があるという内容を記載しております。

46ページ目ですけれども、具体的な検証手法の見直しについて、改めて概要を記載した上

で、1,301行目から、市場検証会議においてさらなる具体化を図ることが考えられるということ、検証の強化に当たっては、客観的なデータが必要であり、他事業者等の協力も得て必要なデータを取得していくことが重要であるということ、関係事業者等から取得するデータについて、市場環境の変化に応じて、検証の内容を随時見直しつつ、新たに必要になったデータや不要になったデータなどを常に整理検討していく必要があるという記載をしております。

47ページ目からですけれども、第4章といたしまして、将来的なネットワークの統合等に伴う課題を記載しております。まず、47ページ目ですけれども、想定される将来的なネットワークとして、例えば仮想化やソフトウェア化が始まるということや、無線アクセス網と固定アクセス網の一体化、固定・移動のネットワークの融合、アクセス網とコアネットワークの一体化、さらに、通信市場と関連市場での連携、通信市場と関連市場の融合が進展することが想定され、中長期的には、仮想化技術が進展しネットワーク機能のみを担う主体が登場することについて、想定される将来的なネットワークとして記載をしております。48ページ目、将来的なネットワークに対する事業者の見解といたしまして、第2回の公正競争検討会議で御発表いただきましたけれども、I OWNについての説明を記載した上で、他事業者等における懸念について改めて紹介をしております。

48ページ目の1,364行目から将来的課題等といたしまして、まず、ネットワーク仮想化等への進展の対応として、49ページ目ですけれども、従来の接続ルールに加えて、仮想化やソフトウェア化に伴うネットワーク機能の提供の在り方などについて、必要な検討を行うべきであるとした上で、例えばネットワーク機能ごとの提供料金の在り方ですとか、API開放ルールなど、必要な相互運用性の確保のための規律の在り方の検討が求められること、仮想化が進展し物理的な接続点が存在しないような形について、現在の接続ルールと同様の規律を適用することを含め、ルールを見直していくことが求められること、次世代のネットワーク構築に当たって、必要なアンバンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、ネットワークを構築した事業者と同時にサービスインが可能となるようにする必要があるので、ルールを事前に明確にするよう、議論していく必要があることを記載しております。

49ページ目、1,389行目から、ネットワークや市場の融合の進展への対応ということで、固定・移動のネットワークの融合ですとか、アクセス網とコアネットワークの一体化、通信市場とその関連市場の融合など、ネットワークと市場の融合の進展により、市場支配力の在

り方に変化が生じることも考えられるということで、電気通信事業法における規律の在り方について、それぞれ検討する必要があるとしております。

50ページ目、1,408行目からですけれども、ネットワーク機能のみを担う主体への対応ということで、中長期的に、ネットワーク設備と機能の分離が進展し、ネットワーク機能のみを担う主体について、そうしたネットワーク機能に起因する市場支配力が生じた場合に、そうした市場支配力への規律の在り方について検討する必要があるとしております。

50ページ目の1,417行目より、今後の対応といたしまして、こうしたネットワークを巡る環境変化への対応について、現行規律についての適用関係、適用体系を整理し、見直すべき点がないか、随時検討していく必要があること、環境変化を常に注視しつつ、ネットワークをめぐる環境変化に対応するための全体的な整理・検討を行う場を設ける必要があると記載しております。

最後、「おわりに」でございますけれども、52ページ目でございます。本検討会議において、各関係者において、それぞれ必要な対応を行っていくことが期待されると記載した上で、1,443行目からですけれども、電気通信市場の変化の速度は速く、競争環境も大きく変化していくことが想定され、そのような中、電気通信事業者間の公正な競争環境を確保していくためには、市場検証がこれまで以上に重要となること、今後、市場検証を通じて、新たに公正競争上の課題が明らかになったり、市場環境が大きく変化したりすることによって、既存ルールの見直しの必要性が生じれば、速やかに必要な検討を行う必要があることを記載しております。

53ページ目以降は、公正競争確保の在り方に関する検討会議の概要といたしまして、その開催要綱や開催状況を添付しております。続けて、各種資料といたしまして、前回、前々回にお出ししたような市場シェア等の参考資料を添付しております。報告書（案）の御説明といたしましては、以上になります。

**【大橋主査】** ありがとうございます。これまで構成員及び事業者などの方々からさまざまな御意見をいただいて、それは論点整理の資料の形で、これまで議論していただいたものを今回報告書（案）として反映していただいたということで、事務局におかれては大変御苦労されたと思います。ありがとうございます。

大部にわたる報告書（案）ですので、パートを区切って御議論いただければと思いますけれども、まず本日御欠席の岡田構成員から書面の御意見をいただいていると伺っていますので、それについて御紹介をいただければと思います。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。岡田構成員より、大きく分けて2つの御意見をいただいております。1つ目ですけれども、第3章の2の②の(b)法人営業の一体化に伴う課題の対応の方向性について、法人市場の動向の把握・分析を強化するとあるが、法人市場の動向を把握・分析する際には、NTTだけではなく、比較対象として他事業者からもデータを取得する必要がある点を明記すべきである。各論点に対する対応の進め方の(3)市場検証の強化についても同様であるということ、これが意見1でございます。

意見2といたしまして、第3章2の③の(b)研究開発に係る課題の対応の方向性について、研究開発競争の検討に当たっては、内向きの視点だけではなく、グローバルな視点から公正競争を確保する視点も必要である。第3章の3、各論点に対する対応の進め方の(3)市場検証の強化についても同様であるという御意見2点をいただいております、まず30ページ目ですけれども、最初の御意見、法人市場の動向の把握・分析についてですが、829行目から始まるパラグラフについて、「まずは各市場や関連市場の動向について、NTTのみならず、必要に応じて、比較対象として他事業者等からもデータを取得し、その市場動向の把握・分析を強化したうえで」という内容を明記しております。

同様に、第3章の3、45ページ目ですけれども、1,279行目から始まるパラグラフでございまして、「市場検証会議における市場分析において、NTTのみならず、必要に応じて、比較対象として他事業者等からもデータを取得したうえで、法人向けネットワーク（WANサービス等）市場や」というように記載をしております。2つ目の御意見につきましては、まず38ページ目ですけれども、1,056行目、「そして、グローバルな視点も含め、研究開発競争をいかに促進していくべきか」というように記載をしております。最後、意見2ですけれども、45ページ目、先ほどと同様ですが、1,283行目から、「また、グローバルな視点も持ちつつ、新たに、研究開発競争に係る状況を継続的に確認していくことも考えられる」というように、岡田構成員の御意見を踏まえて明記をしております。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。この点は岡田構成員から、以前から御指摘いただいていた点だと思いますので、適切な反映だと私も確認いたしました。

それでは早速、御議論させていただければと思います。報告書のメインはおそらく第3章と第4章かと思っておりますので、まず確認のため第1章と第2章について御意見等があったら最初にいただいて、その後第3章第4章と進められればと思います。それでは、第1章、検討の背景及び第2章、公正競争確保に係る課題について、御意見ありましたら、チャットで御連絡をいただければ指名をさせていただきます。

大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。どこの章なのか把握ができていないのですけれども、ページとしましては26ページから28ページの付近ですね。情報の目的外利用についてですが、NTT東西が持っている情報をNTTグループ、特にNTTドコモで利用するということの懸念点だと思うのですが、まずそのタイトルが、行数で言いますと691行目がNTT東西による情報の目的外利用の懸念ということで、NTT東西から得た情報を他のグループ企業が目的外利用をするという記述についてのタイトルとして、分かりにくいのではないかと、説明を聞きながら思いました。

それから28ページのところでも、行数で申し上げますと754行目ですけれども、NTT東西による情報の目的外利用の懸念に関しては、今後、具体的な問題がないかについての検証を強化していくと書かれているのですが、これはNTT東西が情報を目的外に開示していくということもそうですけれども、目的外利用する主体が分かりにくい記述ではないかと思っております。770行目にありますように、NTTドコモにおける情報の目的外利用の有無の検証という言い方ですとか、少し言葉を工夫していただいたほうがよろしいのではないかと。前もって送っていただいていた資料に前もってコメントを申し上げる機会がありましたのにお伝えができていなかったのですが、すらすらと読めてしまっていたのですが、改めて御説明をお聞きするとその言葉遣いのところが若干、気になりましたので、この点についてコメントさせていただきました。以上でございます。

【大橋主査】 ただいまの点について、表記の部分だと思いますけれども、もし事務局からあればお願いいたします。

【飯村事業政策課企画官】 事務局でございます。大谷先生、御意見ありがとうございます。法律上、NTT東西によるというようなことになりますけれども、今御指摘いただいた点も踏まえて、例えばNTT東西の有する情報のといったような形で少し検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【大谷構成員】 そうしていただくと分かりやすくなるかと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかにもありましたら、チャットのところでお願いできればと思えますけれども。よろしそうですか。もし、またお気づきのところ出ましたら戻っていただいて構いませんので、早速、次のところ第3章、各課題についての検討というところで、ページ数で言うと18ページ目から始まる場所ですけれども、そちらについ

てぜひ御意見いただければと思います。第3章について何かございましたら、いただけますか。

相田構成員お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。私も最初に原稿をいただいたときに見逃していたというのでしょうか、表現のニュアンスを確認させていただきたいのですけれども、752行目、753行目のあたり、28ページでしょうか、新たにその禁止の根拠を法律に定めることまでは要さないと考えられるという、この表現ですけれども、これは法律は改正しないほうがいいと明確におっしゃっているのか、それともこれだけのために法律を改正するには及ばないけれども、何かNTT法を改正するような機会があったらその場合にこれを盛り込むことは考えられるのか。それについて、ニュアンスを事務局に確認したいのですけれども。

【大橋主査】 事務局、いかがでしょうか。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。こちらですけれども、その前のほうに書いてあるとおり、市場検証会議等において検証されており、これまで公正競争条件に反した在籍出向が行われた事実は確認できていないということで、立法事実がないので改正は要しないということを考えております。

【大橋主査】 要するに、立法事実が出てくれば、またそこはそこで検討を要するところだという理解だと思えますけれども、相田先生どうでしょうか。

【相田主査代理】 競争事業者さんからの御意見として、法律に書かれてないのではないかとということで、いろいろなことがなし崩しになされるということを懸念されていたということがあるので、そのところ、NTT法を改正する機会があったら、そのときに考えてもいいのかと、個人的な意見としては思いますが、特に強く主張するものではございません。

【大橋主査】 ありがとうございます。そのために、まずはしっかり検証するということは押さえていかなければいけないと思います。ありがとうございます。

そのほか、御意見ありましたらぜひお願いをいたします。大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】 報告書そのものについての文面をどうしたいとかそういうことではございませんけれども、冒頭で課題として提出された中で一番重要性が高いというか、特に今の段階から取り組むべきと考えられますことが、4つの課題のうちの最後の将来的なネットワークの統合等に伴う課題のところ、新たにボトルネック性を有する機能についての取組かと思っております。その点について今回の資料では、49ページの付近ですけれども、相

互運用性の確保とそれから接続ルールと同様の規律を適用することについて明記していたことが、大変望ましい内容ではないかと思っております。

今後、接続ルールと同様の規律というものを設けるに当たって、既成事実の積み上げによってなし崩しにそれが実現不可能になることがないように、今からどのように取り組むべきかといったところを、どんな座組で検討するのか、どんな方針を立てていけばいいのかといったことについて、現実的な道筋が整えられていくことを期待しております。この報告書でそこまで言及はできないとしましても、総務省に期待するところがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。当座のコメント、以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。実は、第4章は次のパートで議論しようかと思っていたので、後ほど第4章で取り上げさせていただきます。第3章ではありますか？

【大谷構成員】 大変失礼しました。第3章はないです。

【大橋主査】 分かりました。このコメント、引きとります。ありがとうございます。次、関口先生、お願いいたします。

【関口構成員】 法人営業の一体化に伴う課題が13ページから頭出しがありまして、NTTドコモとNTTコムの法人営業の一体化についての懸念が提起されているということで、30ページのあたりでもそういった法人向けサービスの実態把握は十分にできていないということで、情報提供もお願いしたいということが指摘されています。私はここについては賛成ですけれども、それに関連して参考資料の各種資料39ページに、法人向けWANサービスと通信モジュールについての資料が示されています。

このうちの法人向けWANサービスの2020年3月末のデータという円グラフを拝見しますと、NTT東日本が17.3%というところから始まって、下のところにNTTコミュニケーションズの19.8%、隣にNTTドコモ0.0%というものがあります。それで、KDDIさん14.4%、ソフトバンク13.4%ということで、もちろん他事業者様たちの御懸念のように他のシナジー効果があるので、ここだけを切り抜いてという議論はややナンセンスだということとは理解をしつつも、このNTTコミュニケーションズの法人とドコモの0.0%は、ゼロは足してもゼロだと。

ドコモさんは持株の説明でも、法人はやや萎縮をしてしまったという表現をされておりましたけれども、このWANサービスのシェアを拝見しますと、そのことについてはデータとしても如実にあらわれてきているということは感じます。先ほど申し上げましたように、他のシナジー効果が本当は期待できて、それが脅威なのだという御指摘であることは理解

しているのですけれども、少なくともこのWANサービスを切り出してシェアを比較したときには、19.8%と0%を足しても19.8%以上には上がらない。ここはもう少しデータをしっかりととって、この法人サービスにおけるNTTコムさん、ドコモさんの立ち位置というものはしっかりと検証の上、分析をお進めいただきたいと思います。

通信モジュールにおいてもドコモさんはもう二番手に落ちているという状況ですから、この資料からは、法人営業においてドコモは相対的に劣位に置かれてきたということは間違いないと思うのです。ただ、このことは今まで契約数シェアによって隠されてきたという実態があるのですね。各種資料12ページ目のところでしょうか。2020年9月末でドコモが37.2%という契約数シェアを持っていて、ここがKDDIグループ27.8%、ソフトバンクグループ21.0%という形で、まだトップなのだから交渉力も強いのだということですが、法人営業は見えてこなかったということもありますので、これについてはぜひ今後、力を入れて分析を進めていただきたいと思います。併せて、これはもちろん報告書(案)にも書いてありますけれども、ソフトバンクさん、KDDIさんにおいてもこれだけのシェアをお持ちなので、ぜひ関連する分析データはみずからお出しただいて、ベンチマークとしてNTTコミュニケーションズ、ドコモの影響力に対する具体的な脅威の証を、データの上でも示していただきたいと強く希望いたします。私から以上です。

**【大橋主査】** 貴重な御指摘どうもありがとうございます。しっかりエビデンスに基づいてやっていくべきだという御意見で、それに対するエビデンスはしっかり集めなければいけないという御指摘だったと思います。ありがとうございます。

ほかの構成員の方でございましたら、ぜひいただければと思いますけれども。どうでしょうか。高口構成員、お願いいたします。

**【高口構成員】** ありがとうございます。第3章ということで、最後の46ページのところだと思うのですけれども、(3)市場検証の強化の最後のパラグラフで、こういった今回取りまとめた内容を踏まえ、市場検証会議においてスケジュールも含めて検討の上、さらなる具体化を図り、可能な範囲で今年度の市場検証より実施していくということが記載されているパラグラフがあるかと思います。1,301行目ですかね。ここに関しまして、基本方針を改定するなどの進め方が考えられると記載がございます。私といたしましてはこの基本方針を改定して、今回の検討会議の結果というものを市場検証会議に反映させていくということは賛成です。

なので、この記載に何か意見があるというわけではないのですけれども、コメントといた

しましては、今、電気通信市場検証会議では基本方針がまずあって、その基本方針を踏まえて毎年の年次計画が決められるという2段構えになっているのですね。今回のような、競争環境の変化というものが頻繁に起こってきますと、この基本方針というものも少しそのものの在り方というものもいずれは考えていかないと、かなりもう3年スパンとかの基本方針だと、ひょっとすると賞味期限という意味では短くなってきているような印象も受けますので、基本方針を定めて市場検証を行っていくということ自体には賛成ですけれども、今後の視点としてはこの基本方針の在り方、あるいは基本方針と年次計画の接点のバランスといたしますか、そういったところを見ていく必要もあるのかというコメントになります。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。最近、アジャイルとかという言葉もはやっているのだと思いますけれども、もう少し機動的に柔軟に運用できないものかということが今、高口構成員の御指摘かと受け止めました。ありがとうございます。

石田構成員も手が挙がっていますので、お願いできますでしょうか。

【石田構成員】 私も先ほど来、岡田先生と関口先生からお話がありましたように、コロケーションのところでもそうだったと思うのですけれども、各事業者さんにどのような影響があるのかという問題があるかと思っておりますので、市場検証会議では必要なデータは競争事業者さんからもぜひ出していただきたいと思っております。報告書ですけれども、論点整理のところからこの報告書になって、競争事業者さんの意見というものから現状、そして方向性ということで、競争事業者さんの意見もしっかり入っておりますので、非常に分かりやすくなったと思っております。ありがとうございます。

【大橋主査】 御評価もいただいて、ありがとうございます。

一通り、構成員からは御意見いただいた感じですかね。事務局から何かレスポンスがあればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【田部井事業政策課課長補佐】 いえ、特段ございません。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは第3章と含めて第4章も、将来的なネットワークの統合に関する課題ということで、これも重要な論点だと思っておりますので、ここも含めて御議論いただければと思います。先ほど大谷構成員から相互運用性に関する確保の明記に関して御指摘いただきましたけれども、ほかにも御意見あればぜひいただければと思います。いかがでしょうか。

皆さんをお待ちしている間に、先ほど大谷構成員から御指摘があった点は事務局として

の受け止めを伺ってよろしいでしょうか。

【田部井事業政策課課長補佐】 先ほど大谷構成員から御指摘いただいた点、まさに重要でございますし、総務省に対して期待をいただいているところでありますので、しっかりと検討等、必要な対応をしてみたいと思っております。

【大橋主査】 ありがとうございます。

どうでしょうか。もしよろしければ「はじめに」、あるいは「おわりに」もございまして、報告書全体についてお気づきの点あれば第4章と併せて、ぜひ全体通じていただければと思いますけれども、何かございますか。

それでは大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。少々雑談めいているのですが、おわりに」のところで、適切に事務局でご記入いただいているのですが、公正競争条件など、既存ルール等の遵守を徹底していく必要があるということをしっかり明記していただきました。今回、相田構成員からも御指摘がありましたように、公正競争条件にある出資比率の低下といったことが法律上の記載ではないということから、何となく出資比率の低下という条件は満足させなくてもよいのではないかと空気感を察知して、NTTにおかれては、こういったNTTドコモを完全子会社化されてしまったわけですが、公正競争条件の重みといったものについてどのように受け止めるのか、なぜ公正競争条件に書かれていることがないがしろになってしまったのかといったことも、今の時点で振り返って検証するということはなかなか難しいかもしれないのですが、二度とこういったことが起こらないようにするということが必要だと思っております。

私としては、公正競争条件というものがあまり見直されなくてしまったことによって、その遵守の必要性といったものがあまり理解されないままに至ったのではないかと、それが要因の一つと考えておりますし、あと、守らなくてもいいような空気感というものが全体にもあったのではないかと勝手に思っているわけです。今回きちんとした報告書ができたことによって、再発はもろくないと思うのですが、このことをどう捉えるべきかということは、どこかで原因とかを明らかにしておく必要があるのではないかと感想を抱きました。

ただ今回は、通信市場に限らず関連市場も含めた共同的な市場支配力についても言及して、かなり多方面に目配りした報告書にもなっておりますし、また、市場検証会議に丸投げで恐縮ですが、具体的な検証項目も示されているところですので、今後についてはあ

まり心配しておりませんが、どうしても一言言いたくて言ってしまいました。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ほかに、関口構成員、入力中で恐縮ですけれども、いかがでしょうか。

【関口構成員】 1,406行目のところで、共同的な市場支配力に関し、事業法における規律の在り方について検討する必要があるとの指摘があります。これは御指摘のとおりだと思っているのですが、そうは言いながらも事業法がどこまで、電気通信事業者だけを捕まえている法律が共同支配力とかジョイントドミナンスみたいなことについて、何らかの規律を課せられるのだろうかということについて、漠然とした疑問があります。ここは別に書きぶりがどうかということではなくて、事業法それ自体がみずから縛っているという問題なので、単なる感想に過ぎませんが、これは今後、5Gの進展とともに電気通信事業者とは全く関係のない分野において支配的な力を有している方たちがそこに入ってくるといった時の規律がどうあるべきかは、新たな今後の課題としてはクローズアップされてこざるを得ないのだろうと思っています。ましてや、光サービスを含めておまけの時代に入りつつある中で、事業法の威力がどこまで神通力があるのかについては、今後とも注視をしなければいけないと思っております。単なる感想で恐縮ですが、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。感想は重要だと思います。先生がおっしゃるように、5Gで異業種が融合する中で、同一の企業行為でも事業法に係る事業者は縛られていて、そうではない事業者は実は何でもできてしまうみたいな世界になるとすると、事業法は何のために存在するのかという議論を本当はしなければいけないことかもしれませんね。

【関口構成員】 そうですね。GAF Aに対しても事業法は全く無力ですし、似たようなことが国内でもこれからばんばん起きてくるだろうと考えると、今後どのような規律を事業法は及ぼしていくことが可能なのかということについては、どこかで議論は必要かという印象を持ちます。

【大橋主査】 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。ほかの方も、この機会ですからどうですか。お手が挙がらなければ指名してしまってもいいのでしょうか。最後、思うところを、例えば高口構成員とかどうですか。

【高口構成員】 そういうことですのでコメントになりますけれども、今回のこの検討会議を通じて、今後の国内市場の競争に向けた課題というものはいろいろ明示化されたと思っています。先ほど、最後の関口構成員の御指摘とも少し絡んでくるのですが、これ

からの電気通信サービスは国内に閉じた話では決してないわけですね。なので、当然国内の競争環境を整備するという事は非常に重要で、ただそれは決して国際競争力の強化とか国際競争を全く考えていないわけではないということも申し上げておきたいとか、今回の議論でそこもちゃんと、国際競争という視点も見逃してはいないということも申し上げておきたいと思います。

そういう意味では、研究開発のところが指摘でもそうですし、先ほどの国内の電気通信事業者以外の海外の事業者とか、国内でも電気通信事業者以外の事業者が入ってきたときの融合的なサービスの評価というものは、また別の観点でやっていく必要があるのかなということで、国内の電気通信市場の競争環境とそうではない国際競争とか、他のレイヤーとの競争というところを同時に今後は見ていくことが重要かと、この会議での議論を通じて思いました。以上です。

**【大橋主査】** ありがとうございます。おっしゃるように、これをきっかけとか、もっと早くからやらなければいけなかったという可能性もありますけれども、おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

もし最後一言ということで石田構成員、あればいただければと思いますけれども、どうでしょうか。

**【石田構成員】** 海外との関係ということになりますと、消費生活相談でも海外のプラットフォームとトラブルについて話し合うというようなこともかなり出てきておりますので、この会議の中でも議論されていたことを注視していかなければならないのだということも改めて思いました。関口先生のお話で、確かに電気通信事業法だけでは解決しない問題というものがたくさん出てくることも考えていかなければならないということは、消費生活相談を行っている協会としてもそういうところを見据えていかなければいけないのだと思いました。ありがとうございました。

**【大橋主査】** どうもありがとうございます。よろしければ相田先生、一言何か御感想でもいただくとありがたいのですが、いかがでしょうか。

**【相田主査代理】** この検討会議でも何遍か申し上げたことですが、完全に設備ベースで第一種指定設備と言っているようなところがもう対応できなくなっているのかという一方で、今回競争事業者さんのヒアリング等を通じて今一番ボトルネックになっているものは、光ファイバであり管路であり局舎であるというところの整合性というのでしょうか、それをどうとっていくのかということが非常に難しいというところで、いつそういう

ことについて考えたらいいかということ自体も難しいのですけれども、世の中の動きをよく見て適時適切に考えていく必要がある、それが非常に難しいということが感想でございます。以上です。

**【大橋主査】** どうもありがとうございます。ぜひ議論し続けなければいけないということは、先生がおっしゃるとおりだと思います。

最後、私からも一言申し上げさせていただければと思いますけれども、今回報告書のタイトルは公正競争確保の在り方に関する検討会議でありまして、そういう意味で言うところの議論のキックは確かにNTTドコモの完全子会社化かもしれませんが、基本的には、目線はもう少し高く、公正競争をいかに確保するのか、あるいはその在り方について改めてしっかり見直す必要があるというところがそもそも議論のベースだったのかと思っています。本来達成すべきは公正な競争の確保であって、手段ではないはずで、そういう意味で言うと、ゴールベースと言ったらいいかもしれませんけれども、ゴールベースの考え方で、技術革新の動向とか、あるいは需要の動向が大きく変わる中で、手段で縛るのではなくて、いかにこのゴールを達成するために最適な手段を選ぶのかということが重要だということが、今回の議論の出発点なのかと思っています。

そういう点で言うと、検証を強化していくことは今回の一つの大きな目玉だと思いますし、そのためには関連事業者も含めて、NTTさんもそうですけれども、その競合事業者も含めてしっかりデータをとっていくことで、競争が公正に確保されているのだというところを、我々がしっかり行政の立場で見なければいけないというところを御議論いただいたと思っています。非常に活発な御議論をいただいて感謝しているところです。以上、私のコメントとさせていただきます。

もし、ほかに御意見あればあれですけれども、一通りいただきましたので、もし事務局からつけ加えることが何かありますか。

**【飯村事業政策課企画官】** どうもありがとうございました。先生方からいろいろな貴重な御指摘をいただきまして、事務局といたしましても今いただきましたさまざまな御指摘、さまざまな課題等もございますけれども、引き続き市場検証会議の強化等を含めまして、検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。それでは、さまざまな御意見、御議論いただきありがとうございました。報告書(案)についてですけれども、今後パブリックコメントにかけまして、そこで提出された御意見含まれて最終的な報告書として載せるということに

したいと思います。本日いただいた御意見を踏まえて、パブリックコメントにかける報告書（案）の内容について、速やかにパブリックコメントにかけたいというところもありますので、もし支障がないようでしたら、主査である私に報告書（案）の内容の改定について御一任いただけるとありがたいのですけれども、その点について御了解いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

【大橋主査】 ありがとうございます。本日出席の構成員の方々からは異議なしという御意見、御発声いただきましたので、そのような取り運びとさせていただきます。

それでは、事務局から今後の予定について御説明をいただければと思います。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。先ほど大橋主査からありましたように、報告書（案）につきましては準備ができ次第、パブリックコメントを行わせていただきます。次回会合の日程につきましては、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。構成員の皆様方、本当にお忙しい中お時間いただきまして、ありがとうございました。